

東京医科歯科大学外国人留学生規則

平成16年4月1日
規則第182号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京医科歯科大学学則（平成16年規程第3号。以下「学則」という。）第54条第2項及び東京医科歯科大学大学院学則（平成16年規程第4号。以下「大学院学則」という。）第49条第2項の規定に基づき、本学に学部学生、大学院学生、大学院研究生、特別聴講学生、特別研究学生、聴講生又は科目等履修生として入学する外国人留学生について必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 外国人留学生として本学に入学することができる者は、本学所定の入学資格を有する者とする。

(入学者の選考)

第3条 入学者の選考は、学力、人物、健康のほか、修学に必要な能力について、当該教授会又は大学院研究科委員会が行い、その議を経て学長が合格者を決定する。

(出願手続)

第4条 外国人留学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に東京医科歯科大学における授業料、入学料及び検定料等に関する規則（平成16年規則第66号。以下「規則」という。）に定める検定料を添え、学長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の学業成績証明書及び卒業（修了）証明書の写
- (4) 健康診断書

(入学手続)

第5条 合格者は、所定の期日までに規則に定める入学料を納付するとともに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令319号）第7条の2による在留資格認定証明書の写又はこれに相当する資格を有することの証明書
- (2) 日本に居住する確実な身元保証人の身元保証書

(入学許可)

第6条 学長は、前条に定める手続を完了した者に入学を許可する。

(外国人留学生の授業料等)

第7条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）により受け入れる国費外国人留学生及び東京医科歯科大学国際交流協定に関する要項（平成23年制定）により授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）を不徴収とする大学間協定（部局間協定及びこれらに準ずるものを含む。）に基づき受け入れる外国人留学生については、授業料等を徴収しない。

- 2 前項に規定するもののほか、学長が特に必要と認めた外国人留学生については、授業料等を徴収しない。
- 3 第1項に定める国費外国人留学生制度実施要項により受け入れる国費外国人留学生が、国費外国人留学生の身分を喪失し私費外国人留学生となった場合は、その身分を喪失した日の翌日の属する月から、所定の授業料を納付しなければならない。
- 4 前期又は後期の途中において国費外国人留学生の身分を喪失し私費外国人留学生となった者から徴収する授業料は、原則として授業料の年額の1/2分の1に相当する額に、身分を喪失した後に在学する月数を乗じて得た額とする。
- 5 前2項の規定により授業料を徴収しがたい者の取扱いについては、当該教授会又は大学院研究科委員会の意見を聴いて学長が決定する。

(準用)

第8条 外国人留学生については、この規則に定めるもののほか、学則、大学院学則その他学生に関する諸規則を準用する。

(受入れに関する特例)

第9条 外国人留学生の受入れに関してこの規則により難い特別な事情が生じた場合は、学長は当該教授会又は大学院研究科委員会の議を経て別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月24日規則第24号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日において本学に専攻生として在籍する者の取扱いについては、平成24年9月30日まで、なお従前の例による。

附 則 (平成27年8月10日規則第166号)

この規則は、平成27年8月10日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

附 則 (平成30年12月28日規則第123号)

この規則は、平成30年12月28日から施行し、平成30年8月1日より適用する。